

(別紙様式4)

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 風力発電施設に係る騒音規制のあり方骨子案
意見募集期間 : 平成19年2月20日～平成19年3月13日
意見等の提出件数 : 10件(5人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
目的	国際的に地球温暖化防止に取り組んでいる中、兵庫県のみが単独で規制するのは疑問である。	1	【その他】 兵庫県でも、地球温暖化防止の取り組みの一環として、風力発電施設の設置を推進しているところですが、県内において苦情が発生している例があり、周辺的生活環境を損なう恐れがある以上、県独自の規制が必要と考えています。
骨子案 (規制 基準)	風力発電の特性を十分理解した上で基準を設けるべきであり、単に特定施設に追加するという対応は安易である。	1	【既に盛り込み済】 防音対策が困難等の風力発電施設の特性を踏まえて、風力発電施設については、他の特定施設と同様の基準によらないことができる条件を設けることとしています。
骨子案 (規制 基準)	メーカーにより音源の測定方法が異なる場合や風の強さで騒音値が変更するため、風力発電に対して一律の規制は困難である。そのため、国で示す環境影響評価マニュアル等を準用すべきである。	1	【既に盛り込み済】 風力発電施設設置後に測定をすることによって一律に規制することが可能です。 また、届出時における予測計算等の評価の方法については、別途、指針等で示すこととします。
骨子案 (規制 基準)	現実的には基準達成が不可能な場合が多いので、それを原則としてただし書きを定めるのには、疑問がある。	1	【既に盛り込み済】 条例では、全ての工場・事業場が規制基準を遵守することを原則としています。そのため、風力発電施設については、他の特定施設と同様の基準によらないことができる条件を設けることとしています。 なお、風力発電施設は敷地を広く確保すれば、規制基準を遵守することが可能です。
骨子案 (規制 基準)	敷地境界で基準遵守は困難な場合が想定されるため、最寄りの民家等を規制基準の地点として選定するのが適切である。	1	【既に盛り込み済】 民家等は環境基準を評価する地点であり、規制基準を評価する地点としては、適切ではありません。ただし、周辺的生活環境が損なわれるかどうかの判断を行う際に民家等で環境基準の達成状況を確認することとなります。

骨子案 (規制 基準)	風力発電は、最低確保しなければ ならない土地は支柱部分だけであ るため、敷地境界での規制基準遵守 は困難であり、規制する地点を別に 設けるべきである。	1	【既に盛り込み済】 条例では、全ての工場・事業場が規 制基準を遵守する地点として敷地境界 を原則としています。しかし、風力発 電施設については、他の特定施設と同 様の基準によらないことができる条件 を設けることとしています。
骨子案 (規制 基準)	周辺の生活環境が損なわれるお それがないと認める場合とは、誰 がどのように判断するのか。判断 方法を明文化すべきである。	1	【今後の検討課題】 騒音については、市町において届出 受理、指導等が行われます。そのため、 判断は市町が行うこととなります。 周辺の生活環境が損なわれるおそれ がないと認める場合の判断方法につい ては、ケース毎に判断していく必要が あるため、別途、指針等で示すことと します。
骨子案 (規制 対象)	出力 20kW 以上を規制対象とす るとあるが、家庭用小型風車は事 業用大型風車に比べ回転数が多く 騒音も大きいと考えられる。	1	【その他】 条例の規制は、事業者を対象として おり、一般家庭で設置するような小規 模なものについては、対象としません。
その他	風力発電施設は、風速が上がれ ば風雑音とともに発生音も上昇す る。従って、風力発電施設の場合 は他の工場等と差別化し、風雑音 の影響、測定機器の配置などを考 慮した評価方法の明記が必要であ る。	1	【既に盛り込み済】 風力発電施設においても、風車を停 止する等の措置により風雑音の影響を 考慮した評価は可能であり、その評価 の方法については、別途、指針等で示 すこととします。
その他	法的な手続きを踏んだ風力発電 であっても地元住民の理解が得ら れない例があるので、協定を結ぶ 等、地元住民の理解を得られる形 で設置すべきである。	1	【その他】 今回の条例規則改正を行うことで、 騒音に関して周辺の生活環境保全に資 すると考えています。 なお、今回の条例規則改正は、地元 との協定を結ぶことについての妨げに なるものではありません。